

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年4月5日（平成29年（行個）諮問第65号）

答申日：平成29年7月24日（平成29年度（行個）答申第72号）

事件名：本人が相続人である特定被相続人に係る平成26年分の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書付表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「被相続人特定個人A（特定年月日死亡）に係る平成26年分の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書付表（添付書類を除く。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月6日付け特定記号431により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、準確定申告書全ての開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである（意見書については省略する。）。

現在、共有物分割請求訴訟にて、被相続人特定個人Aの配偶者、子と闘争中である。配偶者が情報開示しないため、遺産分割協議無効についての資料として不可欠であるため請求する。

窓口にて付表なら開示できるとのことで、付表が何か分からず開示した。求めていたものは付表ではなく準確定申告書である。また、配偶者が代表で他の相続人の了解を得ず提出されているが、そのため、この情報が配偶者のものとなり、「個人情報のため開示できない」と説明された。代表者だけで受理されたのが間違いであって、そのため、法定相続人に開示されないのは納得できず、上記開示を強く請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、被相続人特定個人A（特定年月日死亡）に係る平成26年分の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書付表（添付書類を除く。）（以下「本件文書」という。）に記

録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年12月6日付け特定記号431により、本件対象保有個人情報のうち、①「死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄、②「相続人等の代表者の指定」欄並びに③開示請求者以外の「相続人等に関する事項」、「納める税金等」及び「還付される税金の受取場所」の各欄（以下、併せて「本件不開示部分」という。）が、開示請求者以外の個人に係る情報であり、当該部分を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号の不開示情報に該当するとして、法18条1項の規定に基づき、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人（開示請求者）は、原処分を取り消し、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 本件文書について

ア 国税通則法124条1項は、申告書等の税務書類を提出する者は、当該税務書類に氏名及び住所又は居所を記載しなければならない旨規定しており、同条2項は、申告書等の税務書類を提出する者は、当該税務書類に押印しなければならない旨規定している。

イ 所得税法125条1項は、居住者が、年の途中で死亡した場合において、その者のその年分の所得税について、同法120条1項の規定による申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人が相続の開始のあったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに申告書を提出しなければならない旨規定している。

ウ 所得税法施行令263条1項は、所得税法125条に規定する申告書には、同法120条1項各号に掲げる事項のほか、同項により委任する所得税法施行規則49条に規定する各相続人の氏名、住所、被相続人との続柄、相続分及び相続によって得た財産等を記載しなければならない旨規定している。

エ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表は、居住者が年の途中で死亡した場合で、相続人が2人以上いる場合において、所得税法施行規則49条に規定する各相続人の氏名、住所等の記載事項を申告書に代えて記載するために使用するものであり、申告書と併せて提出されるものである。

オ 所得税法施行令263条2項ただし書は、相続人が2人以上あるときにおいて申告書を提出する者が他の相続人の氏名を附記して各別

に提出することができる旨記載しており、同条3項は、同条2項ただし書の方法により申告書を提出した相続人は、遅滞なく、他の相続人に対し、当該申告書に記載した事項の要領を通知しなければならない旨規定している。

(2) 本件不開示部分の保有個人情報該当性について

本件文書を見分したところ、審査請求人の押印がされていないことから、審査請求人以外の相続人が、被相続人の平成26年分の所得税及び復興特別所得税の当該相続人分のみを計算し、申告書の付表に他の相続人の氏名を記載の上、特定税務署長宛てに提出したものと推測される。

また、本件不開示部分には、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、本件文書の他の部分に記載されている情報と照合しても、審査請求人を識別することができる情報であるとは認められない。

したがって、本件不開示部分については、審査請求人以外の相続人に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められる。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張するが、これらの主張は原処分決定を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件不開示部分は、法12条1項に規定する自己（審査請求人）を本人とする保有個人情報には該当しないため、処分庁は法14条2号の不開示情報に該当するとして行った原処分は、結論において妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 平成29年4月5日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同月19日 | 審議 |
| ④ | 同年5月15日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ | 同年6月21日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年7月5日 | 審議 |
| ⑦ | 同月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「被相続人特定個人A（特定年月日死亡）に係る平成26年分の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書付表（添付書類を除く。）」（本件文書）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）

の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部（本件不開示部分）を法14条2号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の全部を開示するよう求めているものと解されるところ、諮問庁は、本件不開示部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないため、原処分は結論において妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の保有個人情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の保有個人情報該当性について

- (1) 上記第3の2(1)イの諮問庁の説明のとおり、居住者が年の中で死亡した場合において、その者のその年分の所得税について、確定申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人が当該確定申告書（以下「準確定申告書」という。）を提出しなければならないものとされている（所得税法125条1項）。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件文書である付表は、準確定申告書と併せて提出されるものであり、複数の相続人が一緒に申告できない場合には、別々にこれらを提出することになるとされているとのことであった。
- (2) 本件文書等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、被相続人特定個人A（特定年月日死亡）に係る平成26年分の所得税及び復興特別所得税の準確定申告書及びその付表は、審査請求人以外の相続人が提出したものであり、当該付表には、審査請求人の氏名等の記載があるものの、同人の押印がされておらず、同人は申告内容について承知していないとのことであった。
- (3) 法12条1項は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定している。すなわち、開示を請求することができるのは、「自己を本人とする保有個人情報」であり、自己以外の者に関する情報は開示を請求することができない。
- (4) 当審査会において見分したところ、本件不開示部分は、本件文書のうち、審査請求人以外の相続人等に関する事項、納める税金等及び還付される税金の受取場所等に係る情報が記載される箇所であり、当該部分の記載には、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、本件文書の他の部分に記載されている情報と照合することによっても、審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。
- (5) したがって、本件不開示部分は、審査請求人以外の相続人等に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないから、不開示とすることが妥当である。

(6) なお、審査請求人は、本件文書と併せて提出された準確定申告書に記録された保有個人情報の開示も求めていることから、本件開示請求の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該準確定申告書は、審査請求人以外の相続人が提出したものであり、審査請求人を本人とする保有個人情報は記録されていないため、当該準確定申告書及びその付表（本件文書）のうち、開示できる範囲について審査請求人に対し説明したところ、開示を請求する保有個人情報を「特定個人A（死亡日：特定年月日）に係る死亡した者の平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）」に記録された保有個人情報とする開示請求書が平成28年11月25日に提出され、その後の同月28日に、請求の対象が本件文書に記録された保有個人情報に補正されたとのことであった。

諮問庁から提示を受けた平成28年11月25日の開示請求に当たっての審査請求人との応接を記載した記録及び諮問書に添付された同月28日の補正事績を確認したところ、審査請求人は、本件開示請求において、本件文書に記録された保有個人情報の開示を求めているものと認められる。したがって、審査請求人の審査請求における「準確定申告書全ての開示を求める」、「求めているものは付表ではなく準確定申告書である」といった主張は、本件開示請求の文言から離れ、不服申立手続において開示請求の範囲を拡大しようとするものであり、これを認めることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、本件文書の作成者が死亡した際には、法定相続人である審査請求人の開示請求によって、本件対象保有個人情報がいずれ明らかになる旨主張するが、法に定める個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいい（法2条2項）、開示請求は、自己を本人とする保有個人情報が対象となるのであるから（法12条1項）、法定相続人であることのみを理由に、直ちに他者の保有個人情報の開示が認められるものではない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、本件不開示部分を法14条2号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が本件不開示部分は法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に

該当しないとしていることについては、本件不開示部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと認められるので、本件不開示部分を不開示とした決定は、結論において妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子